a　最近事業年度の次の事業年度（以下⑹並びに⑺ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑹において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

ｂ　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（ｃにおいて「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

ｃ　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑹　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹　［同左］

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［略］

ｂ　［同左］

⑺　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺　［同左］

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑻　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

⑻　［同左］

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。